

学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目 別の必要単位修得数及び取得可能学位）

履 修 規 程

第 1 条 卒業資格を得るため履修すべき授業科目および修得すべき単位数は、この規程の定めるところによる。

第 2 条 本学における教育課程は次の通りとする。ただし授業科目に関しては年度により変更することがある。

教育課程・履修方法および課程修了認定

授 業 科 目	単位数		学年				履修方法
	必修	選択	1 年		2 年		
共通基礎科目(必修)	22 単位		前期	後期	前期	後期	
キリスト教学Ⅰ	1		◎				講義
キリスト教学Ⅱ	1			◎			講義
キリスト教学Ⅲ	1				◎		講義
キリスト教学Ⅳ	1					◎	講義
国語表現法Ⅰ	2		◎				講義
国語表現法Ⅱ	2			◎			講義
英 語Ⅰ	1		◎				演習
英 語Ⅱ	1			◎			演習
英 語Ⅲ	1				◎		演習
英 語Ⅳ	1					◎	演習
スポーツと健康	2			◎			講義
総合ゼミナールⅠ	1		◎				演習
総合ゼミナールⅡ	1			◎			演習
総合ゼミナールⅢ	1				◎		演習
総合ゼミナールⅣ	1					◎	演習
ワープロ演習Ⅰ	1		◎				演習
ワープロ演習Ⅱ	1			◎			演習

表計算演習Ⅰ	1		◎				演習
表計算演習Ⅱ	1			◎			演習

授 業 科 目	単位数		学年				履修方法
	必修	選択	1年		2年		
共通基礎科目(選択)			前期	後期	前期	後期	
音 楽		2	◎				講義
心理学		2	◎				講義
日本の歴史と文化Ⅰ		2	◎				講義
日本の歴史と文化Ⅱ		2		◎			講義
オフィススタディ		2			◎		講義
日常生活と法律		2		◎			講義
韓国語Ⅰ		1	◎				演習
韓国語Ⅱ		1		◎			演習
中国語Ⅰ		1	◎				演習
中国語Ⅱ		1		◎			演習
日本語Ⅰ		1	◎				演習
日本語Ⅱ		1		◎			演習
日本語Ⅲ		1			◎		演習
日本語Ⅳ		1			◎		演習
日本語Ⅴ		1			◎		演習
日本語Ⅵ		1				◎	演習
日本語Ⅶ		1				◎	演習
日本語Ⅷ		1				◎	演習
専門教育科目(必修)	18単位		前期	後期	前期	後期	
経済の歴史と法則Ⅰ(経済原論)	2		◎				講義
経済の歴史と法則Ⅱ(経済史)	2			◎			講義
くらしと財政(財政学)	2				◎		講義
くらしと金融(金融論)	2					◎	講義
世界の経済(国際経済論)	2				◎		講義
経営学	2			◎			講義

ビジネスと法律(商法)	2				◎		講義
簿記原理	4		◎×2				講義
授 業 科 目	単位数		学年				履修方法
	必修	選択	1年		2年		
専門教育科目(選択)			前期	後期	前期	後期	
ビジネス実務総論		2	◎				講義
ビジネス実務演習Ⅰ		1	◎				演習
ビジネス実務演習Ⅱ		1		◎			演習
秘書学概論		2		◎			講義
秘書実務Ⅰ		1			◎		演習
秘書実務Ⅱ		1				◎	演習
マーケティング論Ⅰ		2		◎			講義
マーケティング論Ⅱ		2			◎		講義
消費者心理学		2	◎				講義
商品企画開発		1				◎	演習
株式取引		2				◎	講義
コンピュータ会計Ⅰ		1	◎				演習
コンピュータ会計Ⅱ		1		◎			演習
税務会計Ⅰ(所得税法)		1		◎			演習
税務会計Ⅱ(法人税法)		1			◎		演習
金融ゼミ		1			◎		演習
観光概論		2	◎				講義
ホスピタリティ論		2			◎		講義
観光実務演習		1			◎		演習
観光実務実習		1			◎		演習
トラベルコーディネート		2		◎			講義
観光英会話Ⅰ		1	◎				演習
観光英会話Ⅱ		1		◎			演習
観光英会話Ⅲ		1			◎		演習
観光英会話Ⅳ		1				◎	演習
異文化コミュニケーションⅠ		2				◎	講義
異文化コミュニケーションⅡ		2				◎	講義

ビジネス英語Ⅰ		1			◎		演習
ビジネス英語Ⅱ		1				◎	演習
授 業 科 目	単位数		学年				履修方法
	必修	選択	1年		2年		
専門教育科目(選択)			前期	後期	前期	後期	
オーラルコミュニケーションⅠ		1	◎				演習
オーラルコミュニケーションⅡ		1		◎			演習
日本の文化Ⅰ		1	◎				演習
日本の文化Ⅱ		1		◎			演習
情報処理概論Ⅰ		2	◎				講義
情報処理概論Ⅱ		2		◎			講義
経営情報システム		2			◎		講義
情報社会論		2				◎	講義
データベース演習Ⅰ		1			◎		演習
データベース演習Ⅱ		1				◎	演習
プログラミング演習Ⅰ		1			◎		演習
プログラミング演習Ⅱ		1				◎	演習
マルチメディア演習		1		◎			演習
インターネット演習		1	◎				演習
プレゼンテーション演習		1		◎			演習
情報処理受験演習Ⅰ		1	◎				演習
情報処理受験演習Ⅱ		1		◎			演習
スポーツ概論		2		◎			講義
トレーニング理論		2	◎				講義
スポーツ心理学		2		◎			講義
フィットネス理論		2		◎			講義
コーチング論		2				◎	講義
卒業研究Ⅰ		2			◎		講義
卒業研究Ⅱ		2				◎	講義
地域福祉論Ⅰ		2	◎				講義
地域福祉論Ⅱ		2		◎			講義
医療事務講座Ⅰ		1	◎				演習

医療事務講座Ⅱ		1		◎			演習
キャリア演習Ⅰ		1			◎		演習

第3条 本学の履修方法は次の通りとする。

下記により合計 62 単位以上を修得しなければならない。

- (1) 必修科目 40 単位
 - 共通基礎科目 22 単位
 - 専門教育科目 18 単位
- (2) 選択科目 22 単位以上

合計 62 単位以上

第4条 修業年限の2年間に、卒業に必要な単位を修得しえなかった者は卒業延期とする。

- ② 授業科目を履修するためには、その科目の授業を受けかつ所定時間の学修をしなければならない。
- ③ 1年次に修得しえない単位は、原則として2年次に履修するものとする。この場合において、2年次に履修しなければならない必修科目を履修しえない場合は、3年次に履修することを原則とする。

第5条 授業は次のように区分する。

- 1.通年
- 2.前期完結
- 3.後期完結
- 4.集中
- 5.臨時

第6条 選択科目は年度により開設しないことがある。開設予定の授業科目でも履修人員が10名に満たない場合にはこれを取止めることがある。この場合においては他の授業科目の再選択を認めるものとする。

第7条 同一時間には1学科のみの授業しか履修できない。

第8条 各授業科目はその内容、教室の都合により履修資格を限定し履修人員を制限することがある。

第9条 通年授業科目は前期から継続して履修している者のみを認める。

第10条 選択科目の履修のためには、履修届を所定の期間中に教務部に提出しなければならない。正当な理由なくして所定の期間中に履修届を提出しない者は履修することができない。

第11条 履修届に記入されていない授業科目はたとえ履修し、試験に合格しても原則

として単位は与えられない。また履修届を出し履修の手続を行っても授業を受けず、また受験もしない場合は不可（不合格）として記録される。

第 12 条 いったん提出した履修届は正当な理由または教務上の都合によるほかは変更が許されない。

第 13 条 履修の取消は所定の期日までに、履修取消を教務部に申し出た者に限りこれを承認し、いったん取消した授業科目の復活または単位の追加繰越は認めない。

第 14 条 同一学科を再履修して試験に合格した場合、倍数の単位数は与えない。ただし、授業担当者が認めた場合は、下位の成績を抹消する。

第 15 条 授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を履修し所定の試験（口述・実技を含む）に合格しなければならない。

第 16 条 試験は授業担当者の指示により研究報告、論文などをもってこれにかえることができる。

第 17 条 試験は前期後期各々において行われ、その学期が修了する時単位が認定される。通年授業科目の場合は、各期毎に単位が仮認定され両期にわたってその単位がそろったとき、その成績を総合して最終の単位が認定される。

第 18 条 試験を受け当該授業科目の単位を修得することができなかった者は再試験を受けさせることがある。ただし、成績は単位認定に必要な最低の評価とする。原則として再再試験は行わない。

第 19 条 やむを得ない理由により試験を受けることができなかったと認められる者は追試験を受けさせることがある。ただし取得点数は原則として得点の 8 割とする。

第 20 条 試験は本規程 17 条に定められている試験のほか臨時に行うことがある。

第 21 条 試験はその授業科目を各期（15 週）の 3 分の 2 以上出席した者にかぎり、受験することができる。

第 22 条 単位の認定は試験の成績の他、出席状況（遅刻・早退を含む）を考慮した上で決定されることがある。

第 23 条 出席時数が各期（15 週）の 3 分の 2 に満たないときには単位を修得することはできない。ただし正当な理由がある場合は教授会の認定によるものとする。

第 24 条 試験の成績は 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。成績の評価は秀（90 点以上）優（80 点以上）良（70 点以上）可（60 点以上）不可（60 点未満）とする。